

平成30年度 法科大学院入学者選抜試験問題

憲 法 ・ 刑 法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は、憲法、刑法の2科目で120分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 解答用紙は、憲法2枚、刑法2枚です。2枚目の解答用紙にも受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
 - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【憲 法】

Y市は、LGBTなど性的マイノリティに対する一般市民の偏見を除去し、性的マイノリティの積極的受け入れの姿勢を示すために、さまざまな施策に取り組んできた。その一環としてこのたび、法的拘束力はないものの、同性パートナーに対して市の公印を押印した「宣誓書」を交付することを定めた「Y市パートナーシップ宣誓取扱い要綱」が制度化されるに至った（「パートナーシップ制度」と呼ぶ）。その書式は、以下のようなものである。ただし、書式中の「住所」はY市に特有の制度であることから市内の住所に限り、また「氏名」は戸籍謄本により本人確認および未婚者であることの確認をY市として行う関係上、戸籍名に限定されている。

パートナーシップ宣誓書

私たちA山B男とC川D郎は、「Y市パートナーシップ宣誓取扱い要綱」に基づき、互いをその人生のパートナーとすることを宣誓し、署名いたします。

年 月 日

(住所) (氏名) A山B男

(住所) (氏名) C川D郎

收受印 (Y市公印)

さて、Y市の住民であるX山P男（Xと略記。）は、同じ民間企業に勤務するZ川Q郎（Zと略記。）と、かねて男性同士の同性カップルとして生活をともにしてきた。二人は、Y市が導入した上記のパートナーシップ制度の申請をしたいと考えているが、同時にXは、X山でなくZ川の氏を日常生活において名乗りたい（つまり「Z川P男」を通称としたい）とも考えている。姓をZで統一することには、Zも賛成している。その理由は、同性カップルも、法律婚夫婦と同様に、同じ姓（以下「パートナー姓」と呼称する。）を名乗ることで「家族」としての一体感を維持しやすくなるし、近隣住民や職場との関係においても、同じ姓であることによって同性パートナーとして認められやすくなるからであるという。なお、彼らの職場では、現状では法律婚夫婦の一方の旧姓使用としての通称使用しか認められていない。

そこでXはY市に対して、上記宣誓書の書式における「氏名」欄に、「X山P男」という戸籍名だけでなく、「X山P男（戸籍名）＝Z川P男（通称）」という通称名を書くことを認めさせようと考えている。それに成功すれば、通称の記載のあるY市パートナーシップ宣誓書を職場に提出し、職場での「Z川P男」という通称を会社に掛け合うつもりである。

ある日、XとZは戸籍謄本など必要な書類を揃えて、Y市の市役所にパートナーシップ制度の利用を申し入れた。そして両名は、Y市が示した上記の書式につき、Xの欄に通称（パートナー姓）を併記することを認めるよう強く迫った。これに対してY市は、そもそもパートナーシップ制度は、保守的な議員や住民の反対を押し切る形で市長の判断でY市が独自に創設したものであり、その書式の変更（制度の拡張）は認めることはできないと回答した。

Xらはあきらめきれず、以下のような反論をした。

(1) パートナーの一方が他方の戸籍上の姓を名乗るという意味での「通称使用権」は、同性パートナーを構成する個人の「アイデンティティ権」ともいえるべきものであり、憲法13条が人格権的権利として保障していると解すべきである。法律婚夫婦の場合、旧姓の通称使用を人格権として認めようとする動きがあるが、それは彼らが法律婚で戸籍上は同氏になっているため、同性パートナーの場合には、むしろ通称であっても同氏の使用を可能とすることが人格権に含まれる。

(2) 同性パートナーに対しては、本来は憲法 24 条 1 項によって同性同士の婚姻の自由も保障されていると解するべきである。しかし、そのような解釈が一般には支持されず、個人と個人の自由な結びつきとしての婚姻が、不当に異性間のみの関係に限定されてしまっている。ともあれ、本来は同性パートナーも有するはずの婚姻の自由に対する制約は、必要最小限であるべきである。したがって、上記の「パートナー姓」を通称として認める程度の同性間の結びつきの法的保護は、憲法 24 条 1 項から導かれるというべきである。

X らが主張する(1)(2)それぞれにつき、憲法論として妥当と考えられるか否かを検討せよ。(配点(1)40点、(2)40点)

以 上

【刑 法】

以下の文章を読み、問いに答えよ。

- 1 甲女(24歳、身長167センチメートル、体重58キログラム)の自宅周辺では、夜間帰宅中の女性にナイフを突きつけ財布等を強奪する事件が多発していた。甲は、空手の有段者(3段)で腕に多少の自信があったので、万一、強盗犯人に遭遇した際には、徹底的に懲らしめてやろうと考えていたが、いざという場合に備えて、護身用の特殊警棒(伸縮型で、縮小時は20センチメートルであるが、グリップ部分を持って振り下ろすと50センチメートルまで伸長させることができ、重量が500グラムあり、カーボンスチール製で耐衝撃性に優れ、打撃力がある)も持ち歩いていた。
- 2 ある日甲は、残業を終え、深夜に帰宅する途中、突然暗がりから現れたA男(35歳、身長178センチメートル、体重75キログラムの中肉)に、サバイバルナイフ(刃体の長さ15センチメートル)を喉元に突きつけられた上、語気鋭く「声を出すな、金を出せ。」と要求された。甲は、例の強盗犯人だと思い、怒りがこみ上げてくるとともに、予定通り、徹底的に懲らしめてやろうと考え、Aの一瞬の隙をみて、その腕をねじり上げたところ、Aはサバイバルナイフを落とした。甲は、「このアマなめるなよ。」とAが叫んで掴みかかろうとしたので、得意の回し蹴りをその顔面に食らわせ、路上に転倒させた。すると、Aがそばに落ちていたサバイバルナイフの存在を認め、「このアマ、ぶっ殺してやる！」などと叫んでサバイバルナイフを左手で拾おうとしたため、甲は、咄嗟に携帯していた前記特殊警棒を取り出して素早く伸長させ、Aの左手めがけて力一杯振り下ろし、激しく打ち付けた。甲の一連の行為により、Aは顔面打撲、右目瞼裂傷、左腕骨折等の傷害(全治2か月)を負った。
Aは、こっぴどく返り討ちに遭い、骨折した左手を押さえながら一目散に逃げ出したので、甲は、それ以上は追走せず、警察に通報した。
- 3 その後Aは、強盗事件が明るみになることを恐れ病院には行かなかったが、甲の回し蹴りで切った右目の瞼付近から、甲の靴に付着していたと思われる雑菌が入り込み、適切な治療をしなかったことから、右目を失明するに至った(適切な治療をすれば、失明に至るような傷害ではなかったものとする)。
甲の罪責について、具体的事実を指摘しつつ論ぜよ。なお特別法違反については論じる必要はない。

以 上